

議案第101号

損害賠償の額の決定について

川崎駅西口大宮町地区で本市が売却した土地から土壌汚染が確認された事件について、次のとおり損害賠償の額を決定したいので、地方自治法第96条第1項第13号の規定により議会の議決を求める。

令和2年6月1日提出

川崎市長 福田 紀彦

- | | |
|----------|--------------|
| 1 損害賠償の額 | 128,999,400円 |
| 2 被害者 | ***** |

参考資料

事 件 の 概 要

平成30年4月、被害者が、川崎駅西口大宮町地区の開発工事に伴い、土壌の調査を行ったところ、本市が被害者に売却した土地から土壌汚染が確認されたため、被害者は、当該土壌汚染を除去したものである。